生徒指導等に関するガイドライン 改訂版

はじめに

生徒指導については、高等学校学習指導要領(平成21年3月告示)第1章総則第5款5(3)において、「教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに生徒理解を深め、生徒が主体的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう、生徒指導の充実を図ること。」とされているとおり、生徒指導が単なる生徒の問題行動等への対応だけにとどまるものでないことは明らかです。

しかしながら一方で、生徒の問題行動等が後を絶たず、各学校ではその対応に尽力し、多くの時間を費やしていることも事実です。このような中、文部科学省からは生徒への懲戒の適切な運用と体罰の禁止を徹底するよう、「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」(平成19年2月5日付18文科初第1019号文部科学省初等中等教育局長通知)、「高等学校における生徒への懲戒の適切な運用について」(平成20年3月10日付19初児生第37号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知)、「高等学校における生徒への懲戒の適切な運用の徹底について」(平成22年2月1日付21初児生第30号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知)、「生徒指導提要」(平成22年9月7日配布)、「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」(平成25年3月13日付24文科初第1269号文部科学省初等中等教育局長、文部科学省スポーツ・青少年局長通知)など、繰り返し通知されています。

鳥取県教育委員会では、平成16年5月に「生徒指導に関するガイドライン」を策定し、各学校においては、生徒の問題行動等に対する懲戒処分や教育的指導の手続について定めるとともに、生徒の人権や個人情報の保護に配慮しながら指導を行っているところです。

しかし、生徒への懲戒の実態としては、懲戒処分に基づく指導は稀であり、多くは自宅謹慎又は自主退学(自主的に退学するよう勧告することをいう。以下同じ。)等のいわゆる教育的指導となっています。この教育的指導の際、生徒及び保護者等に、法的効果を伴うものでないことを十分説明せず、理解を得ないまま指導を行っているケースも発生しています。

こうした状況を踏まえ、生徒の問題行動等に対する懲戒処分や教育的指導における不適切な対応を未然に防止するとともに、生徒指導において教職員間や学校間で教職員の共通理解を図り、組織的・体系的な生徒指導の取組を進めることができるよう、「生徒指導に関するガイドライン」を改訂することとしました。

各学校においては、この度のガイドライン改訂の趣旨を十分に理解し、生徒の問題行動等に対して、より一層適切な対応をお願いします。

平 成 28 年 3 月 鳥 取 県 教 育 委 員 会

I 問題行動等に対する生徒指導についての基本的な考え方

生徒指導が一人一人の生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動であることに鑑み、全ての生徒にとって個々の人格のよりよき発達と学校生活が有意義なものとなるよう適切な生徒指導を行うものとする。

1 学校の教育活動全体を通して、人としての生き方の指導はもとより、集団生活をする上での基本的生活習慣の確立を図るとともに、社会のルールの遵守やマナーの向上等、規範意識や倫理観、公共心の醸成に努める。

また、学校の教育方針・指導指針等について、生徒や保護者等に十分に説明し、 理解と協力を得る。

- 2 教育相談担当教職員等を中心として、校内における教育相談体制の充実を図り、 保護者等及び関係機関等との連携を密にすることで、生徒の理解に努めるととも に、生徒指導部等を中心として、校内における指導体制の充実を図ることで、生 徒の問題行動等の予防に努める。
- 3 生徒の問題行動等の発生に際しては、事実確認の徹底を図るとともに、該当の 生徒及び保護者等に対し十分な弁明の機会を保障し、生徒の人権や個人情報の保 護に配慮しながら、公正、的確、また毅然とした対応を行う。
- 4 生徒の問題行動等の兆候を見逃すことなく、全教職員の共通理解のもと、早期 に適切な対応を行うことで、再発及び問題行動等の拡大防止に努める。
- 5 指導に当たっては、生徒の問題行動等の軽重にかかわらず、いかなる場合も教育的視点から生徒の立直りを期して指導を行うとともに、指導後も該当生徒への対応に十分配慮する。

Ⅱ 問題行動等に対する生徒指導についての指針

1 懲戒に関する規定

懲戒について、学校教育法(昭和22年法律第26号)第11条の規定では、「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。」とされ、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第26条第2項の規定では「懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長が行う。」、同条第3項の規定では「前項の退学は、(中略)次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。

<退学の要件>

- 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- 三 正当の理由がなくて出席常でない者
- 四 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者 」 と定めている。

2 懲戒の種類

生徒への懲戒は、懲戒処分(生徒指導提要(平成22年3月文部科学省作成)(以下「提要」という。)では「法的効果を伴う懲戒」という。)と教育的指導(提要では「事実行為としての懲戒」という。)とに大きく分けられる。

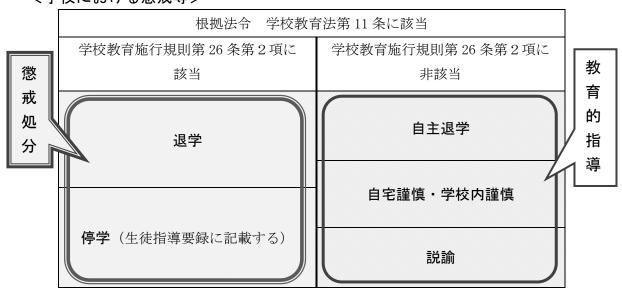
(1) 懲戒処分

生徒の教育を受ける地位や権利に変動をもたらす懲戒として、退学と停学がある。

(2) 教育的指導

生徒の教育を受ける地位や権利に変動をもたらすような法的な効果を伴わない教育的指導として、自主退学、謹慎(自宅謹慎、学校内謹慎)、校長による説諭等がある。

<学校における懲戒等>



3 問題行動等に対する各学校ごとの規程の整備

学校は、あらかじめ、自校の教育方針や生徒の実態に応じて、生徒の問題行動等に対する懲戒処分や教育的指導に関する規程(以下「規程」という。)を具体的に定めるものとする。

なお、法令の改正等に即し、必要に応じて見直しを行い、慎重かつ適切な運用がなされるよう十分に配慮する。その際、以下の事項に留意する。

(1) 懲戒処分や教育的指導に該当する要件

各学校の教育方針に照らし、生徒の問題行動等について懲戒処分や教育的指導に該当する要件を明確にする。

<懲戒処分の要件(例)>

	・校則違反、不良行為、犯罪行為等の問題行動及びその結果が極めて重大かつ深刻
	である場合又は停学等を複数回繰り返す場合で、教育的視点から生徒の立直りを
\H \ \\\	期して指導を行っても改善の見込みがないと認められる場合
退学	・学力劣等で教育的視点から指導を行っても成業の見込みがないと認められる場合
	・教育的視点から生徒の立直りを期して指導を行っても正当の理由がなくて出席常
	でない場合
	・校則違反、不良行為等の問題行動を繰り返す場合
冶兴	・校則違反、不良行為等の問題行動及びその結果の重大性が認められる場合
停学	・校則違反、不良行為等の問題行動の重大性が認められ、自宅謹慎又は学校内謹慎
	では、教育的効果を期待できない場合

<教育的指導の要件(例)>

		・校則違反、不良行為、犯罪行為等の問題行動及びその結果が極めて重大かつ深刻
		である場合又は停学等を複数回繰り返す場合で、教育的視点から生徒の立直りを
		期して指導を行っても改善の見込みがないと認められる場合であって、生徒及び
自主退学		保護者等からの自主的な退学の申出があり、学校がこれを認める場合
		・学力劣等で教育的視点から指導を行っても成業の見込みがないと認められる場合
		であって、生徒及び保護者等からの自主的な退学の申出がある場合
		・教育的視点から生徒の立直りを期して指導を行っても正当の理由がなくて出席常
		でない場合であって、生徒及び保護者等からの自主的な退学の申出がある場合
謹	自宅	・校則違反、不良行為等の問題行動の重大性が認められ、該当の生徒及び保護者等
	謹慎	の理解を得た上で生徒の自発的な反省を促すことを目的として行う場合
慎	学校内謹慎	・校則違反、不良行為等の問題行動の重大性が認められ、該当の生徒及び保護者等
		の理解を得た上で生徒の自発的な反省を促すことを目的として行う場合であっ
		て、自宅謹慎では教育的効果を期待できない場合
説諭		・校則違反等の問題行動が認められ、生徒の自発的な反省を促すことを目的として
		行う場合

(2) 懲戒処分や教育的指導の手続及び措置

生徒の問題行動等に対する懲戒処分や教育的指導に関する手続の手順、具体的な措置及び指導方法について定め、公正・公平な措置が行われるよう留意する。

なお、教育的指導において、自主的に退学するよう勧告する場合は、勧告は 法的効果を伴わないことに留意する。

4 生徒・保護者等への説明の徹底

情報公開や説明責任等の観点から、日頃から機会をとらえて、生徒や保護者等に対して、以下の事項を徹底する。

- (1) 学校の教育理念や教育方針等について説明するとともに、保護者等に対して学校生活における生徒の状況等について情報提供し、理解を得る。
- (2) 学校があらかじめ定めた規程等を周知し、理解を得る。
- (3) 県教育委員会事務局高等学校課内に、生徒指導における懲戒等に関する相談窓口が設置されていることを周知する。(8 その他 参照)

5 事実確認の徹底と弁明の機会の保障

生徒の問題行動等が発生した場合には、その人権や個人情報の保護に配慮するなど、以下の事項に留意して対応する。

- (1) 該当の生徒に速やかに事実確認を行うとともに、関係する生徒や保護者等、 また、必要に応じて関係機関等からも状況確認を行うなど、多面的かつ十分な 事実確認を行う。
- (2) 事実確認を行う場合には、該当の生徒に経過を紙に記載させるなどの方法を用いるとともに、複数の教員が教育的観点に立って行う。その際、威圧的な態度とならないよう配慮する。
- (3) 該当の生徒等に対し弁明の機会を保障した上で、事実を明確にすることにより、一方的な事実確認に基づく懲戒処分や教育的指導に至ることがないように留意する。

6 懲戒処分や教育的指導の実施に関する留意事項

生徒に対し懲戒処分又は教育的指導の措置をとる場合は、問題行動等の背景など生徒の個々の事情にも十分に留意し、当該措置が単なる制裁的な処分にとどまることなく、その後の指導の在り方も含めて生徒の内省を促し、主体的・自律的

に行動することができるようにするなど、教育的効果を持つものとなるよう以下 の事項に留意する。

- (1) 問題行動等を起こした生徒への指導方法等を決定するまでの期間において、 該当の生徒に対して適切な対応を行うとともに、個人情報の保護に十分留意し、 該当の生徒が憶測や噂等により人権を侵害されることがないようにする。
- (2) 問題行動等を起こした生徒への指導方法等を検討する際、必要に応じて、保護者等の理解を得て該当の生徒を若干の日数に限り自宅に留めておく措置を行うことができる。
- (3) 生徒の問題行動等の事実関係及び該当の生徒等の意見等をもとに、指導方法 等について十分に検討・協議する。その際、必要に応じて教育相談員、スクー ルカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや関係機関等の意見も参考にす る。
- (4) 職員会議や生徒指導委員会等での協議をもとに、最終的に、校長が教育的観点から生徒の立直りを期した最良の指導方法等を決定する。
- (5) 教育的指導は、保護者等の理解と協力のもとに実施する必要がある。 例えば、解除基準が明らかでない無期限の自宅謹慎が、該当の生徒及び保護 者等に事前の十分な説明がないままになされる等、社会通念上妥当性を欠くも のであってはならない。
- (6)教育的指導(自主退学を除く。)は、例えば、自宅謹慎の場合、生徒が立直り、ひいては生徒の進級や卒業につながるものであることが必要であり、その実施が原級留置や中途退学の直接的な原因となることがないよう留意する。
- (7) 教育的指導の自宅謹慎は、該当の生徒及び保護者等の理解を得た上で、生徒の自発的な反省を促すことを目的として行う場合のみ行うことができる。
- (8) 懲戒処分や教育的指導が複数の生徒に及ぶ場合には、個々の状況に合った措置を行うとともに、不公平感が生じることがないよう留意する。
- (9) 懲戒処分の退学又は教育的指導の自主退学については、該当の生徒及び保護者等の考えや意向を正確に把握し、該当の生徒の状況に応じ教育的視点から生徒の立直りを期して指導を行っても改善の見込みがないと認められる場合に限り行うこととし、学校問題に関する法律相談窓口を活用するなどの対応を行った上で、慎重に決定する。

- (10) 懲戒処分や教育的指導の内容の告知については、校長が該当の生徒及び保護者等に対して行う。その際、規程に基づく懲戒処分や教育的指導の内容及びその理由等を十分に説明し、反省を促す。
- (11) 懲戒処分の退学又は教育的指導の自主退学に当たっては、生徒のその後の進路等について相談に乗るとともに、必要に応じて、関係機関等を紹介するなどして適切な指導を行う。
- (12) 懲戒処分の停学・退学を行う場合は、告知とともに文書でも通知(様式は15ページ参照)することとし、その後、校長は速やかに別添様式(16ページ参照)により県教育委員会に報告すること。
- (13) 懲戒処分の停学の解除及び教育的指導の解除(自主退学を除く。) については、その指導内容、生徒の生活状況、反省の様子、保護者等の考え等を踏まえ、職員会議や生徒指導委員会等で十分に協議し、校長が決定する。

また、解除の告知は、校長が該当の生徒及び保護者等に対して行うものとする。

7 指導期間中及び解除後の指導の徹底

問題行動等に伴う生徒の指導に関しては、生徒の立直りを図るため、効果的な 指導となるよう以下の点に留意する。

- (1)問題行動等に伴う停学期間中又は教育的指導の指導期間中は、規程に基づいて、計画的かつ継続的に該当の生徒に対して指導を行う。
- (2) 指導の記録を綿密にとり、その後の指導の改善に役立てる。
- (3) 停学期間中又は教育的指導の指導期間中における指導状況については、教職員間で適宜情報交換を行い、生徒の状況把握に努める。
- (4) 懲戒処分の停学又は教育的指導の自宅謹慎若しくは学校内謹慎においては、 保護者等との連絡を密にし、該当の生徒の反省を促すとともに精神面での安定 を図り、また、学習面での補充を適切に行うことで、学習への意欲を喚起する よう配慮する。
- (5) 教育的指導の自宅謹慎又は学校内謹慎の期間中に行われる定期考査などについては、生徒の状況を踏まえ、別室で試験を受けさせるなど可能な範囲で通常の扱いとする。

- (6) 教育的指導の自宅謹慎については、反省状況が不十分であることを理由に期間をむやみに延ばすことがあってはならない。
- (7) 生徒の人権や個人情報の保護の観点から、該当の生徒への指導内容に関する 情報が漏洩することのないよう留意する。
- (8) 懲戒処分の停学の解除後又は教育的指導の解除(自主退学を除く。)後においても、該当の生徒に対して必要に応じて適切な指導を継続し、学校生活に対する前向きな姿勢を導くよう配慮する。

8 その他

生徒指導における懲戒等に関する相談窓口を県教育委員会事務局高等学校課内に設けることとする。

相談窓口 県教育委員会事務局高等学校課指導担当

電 話 0857-26-7916

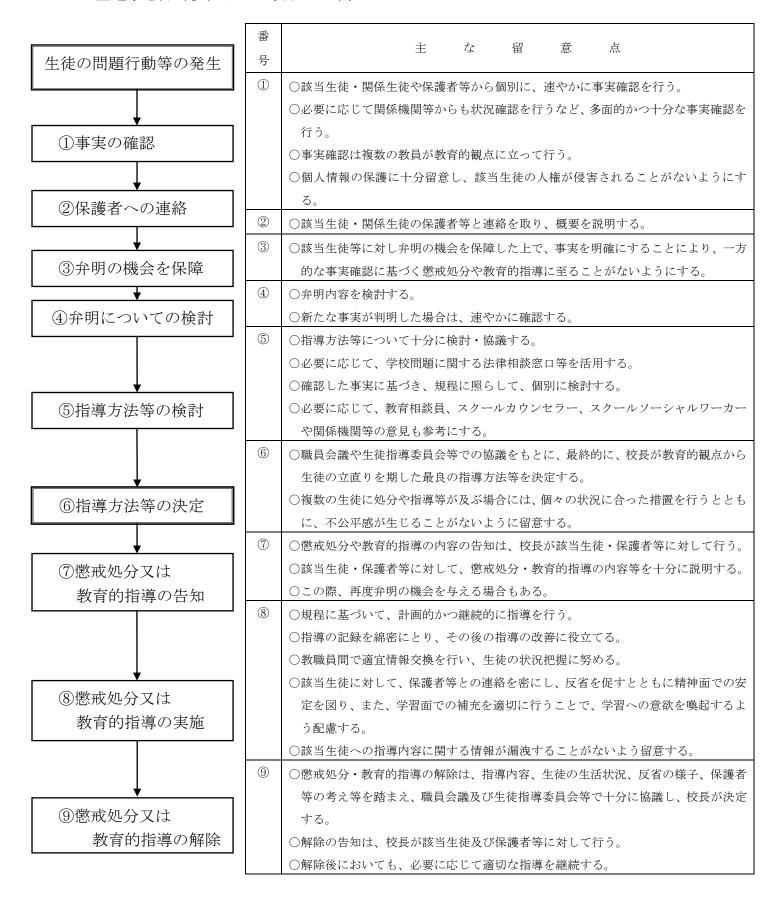
ファクシミリ 0857-26-0408

県教育委員会は、生徒や保護者等から相談を受けた場合には、速やかに当該学校を通して事実確認等を行い、必要に応じて学校に指導・助言を行うとともに、 その結果を該当の生徒や保護者等に連絡することとする。

また、相談窓口では、学校からの相談や照会等にも対応することとする。

Ⅲ 問題行動等に対する生徒指導の懲戒処分や教育的指導の手順

生徒の問題行動等の発生から懲戒処分の停学の解除又は教育的指導の解除(自主退学を除く。)までの流れの一例



Ⅳ その他の生徒指導に関する主な問題等について

1 いじめ問題について

(1) いじめの定義は、「平成18年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より、次のとおり、いじめられた児童生徒を主体としたものに変更されていることに留意すること。

【平成17年度調査までの定義】

自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

1

【平成 18 年度調査からの定義】

当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

Ţ

【平成 25 年度調査からの定義】

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(2) いじめの認知については、次の事例を参考にすること。軽微と捉えが ちな行為が積み重なって重大事態に至ることがあるため、各学校では、 軽微な事案も、ルールに従い、いじめ対策組織へ報告し、情報が組織的 に共有される必要があることに留意すること。

<事例>

Aさんは、同じクラスのBさんに、いきなり頭をたたかれた。Aさんは 泣きながら担任のところへ駆け寄り、「Bさんにたたかれた」と訴えた。 担任は、Bさんに事実確認したところ、Aさんをたたいたことを認めた ため、厳しく注意した。AさんがBさんにたたかれたのは、後にも先にも この日だけである。

- Q1 Bさんの行為は、いじめ法にいう「いじめ」に該当するか?
 - → (答) 該当する
- Q2 担任は、本件を学校のいじめ対策組織へ報告すべきか?
 - → (答) 報告しなければならない
- Q3 学校は、本件を問題行動等調査におけるいじめの認知件数として計上すべきか?
 - → (答) 計上しなければならない
- (2) いじめ防止対策推進法の成立(平成25年6月28日公布、9月28日施行)により、各学校は、学校いじめ防止基本方針の策定及びいじめ防止 対策のための組織の設置が義務づけられたことに留意すること。
- (3) ネットいじめ等への対応に関して、学校における携帯電話の取扱方針を明確にするとともに、情報モラル教育の充実に取り組むこと。

2 児童虐待の防止等について

- (1) 児童虐待の定義は、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待 の4種類に分類される。(詳細は「児童虐待防止対策」(厚生労働省H Pに掲載)
- (2) 虐待の事実が必ずしも明らかでなくても、主観的に児童虐待があったと思われる場合は、通告義務が生じることに留意すること。
- (3)連続して欠席し連絡が取れない生徒や学校外の集団との関わりの中で被害に遭うおそれがある生徒の安全確保について、学校における組織的な対応のための体制を整備するとともに、「学校における早期対応について【指針】」(平成27年3月31日付26文科初第1479号文部科学省初等中等教育局長通知 別添参照)を踏まえ、円滑な対応が行えるよう備えること。

3 生徒の自殺予防について

「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」及び「子供に伝えたい自殺 予防(学校における自殺予防教育導入の手引)」を参考に、自殺予防教育 に取り組むこと。

4 体罰問題への対応について

体罰は、学校教育法第 11 条において禁止されており、教員等は、生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはならない。

このことを徹底するとともに、適切な指導により児童生徒が安心して学ぶことができる体罰のない学校づくりを進めるために「体罰防止のためのハンドブック」(平成26年4月14日付第201400008913号鳥取県教育委員会教育長通知)を活用すること。

5 交通安全(自転車関係)への対応について

- (1) 自転車を運転する場合は、道路交通法(昭和35年法律第105号)及び 鳥取県道路交通法施行細則(昭和35年鳥取県公安委員会規則第8号)を 遵守するよう指導すること。
- (2) 登下校時をはじめとする自転車の安全利用推進について、警察等と連携した自転車交通安全教室の開催等、交通安全教育を推進すること。

6 不登校生徒への対応について

不登校生徒が学校外の機関で相談、指導を受ける意欲を引き出し、生徒の努力を学校で評価するため、学校は家庭や関係機関等とより一層緊密な連携を図るとともに、学校復帰による高等学校卒業などの不登校生徒の社会的自立に向けて支援する必要があること。

7 関連する通知等について

- (1) 問題行動に対する生徒指導に関連する通知等(「Ⅰ~Ⅲ | 関連)
 - ・児童生徒の規範意識の醸成に向けた生徒指導の充実について(平成 18 年 6 月 5 日付 18 初児生第 12 号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知)
 - ・問題行動を起こす児童生徒に対する指導について(平成19年2月5日付18文科初第1019号文部科学省初等中等教育局長通知)
 - ・高等学校における生徒への懲戒の適切な運用について(平成20年3月 10日付19初児生第37号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知)
 - ・高等学校における生徒への懲戒の適切な運用の徹底について(平成22年2月1日付21初児生第30号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知)
- (2) いじめ問題に関連する通知等 (「Nの1」関連)
 - ・いじめ問題への取組の徹底について(平成 18 年 10 月 19 日付 18 文科初 第 711 号文部科学省初等中等教育局長通知)
 - 「文部科学大臣からのお願い」について(平成 18 年 11 月 17 日)

- ・いじめの実態把握及びいじめ問題への取組の徹底について (平成 22 年 11 月 9 日付 22 文科初第 1173 号文部科学大臣政務官通知)
- ・平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の一部見直しについて(平成27年8月17日付27初児生第26号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長依頼)
- ・児童生徒が利用する携帯電話等をめぐる問題への取組の徹底について(平成20年7月25日付20文科初第49号文部科学省初等中等教育局長通知)
- ・学校における携帯電話の取扱い等について(平成21年1月30日付20文 科初第1156号文部科学省初等中等教育局長通知)

(3) 児童虐待の防止等に関連する通知等(「IVの2」関連)

- ・児童虐待の防止等のための学校、教育委員会の的確な対応について(平成22年3月24日付21文科初第777号文部科学大臣政務官通知)
- ・連続して欠席し連絡が取れない児童生徒や学校外の集団との関わりの中で被害に遭うおそれがある児童生徒の安全の確保に向けた取組について (平成27年3月31日付26文科初第1479号文部科学省初等中等教育局 長通知)
- ・「児童生徒の安全に関する緊急確認調査の結果を踏まえた措置に係る調査」の結果について(平成27年4月24日付27文科初第242号文部科学省初等中等教育局長通知)
- ・一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について(平成27年7月31日付27文科初第335号文部科学省初等中等教育局長通知)

(4) 生徒の自殺予防に関連する通知等(「Ⅳの3」関連)

- ・「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」マニュアル(平成21年3月)
- ・「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」(平成22年3月)
- ・「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」改訂について(平成 26 年 7 月 1 日付 26 文科初第 416 号文部科学省初等中等教育局長通知)
- ・「子供に伝えたい自殺予防(学校における自殺予防教育導入の手引)」 (平成26年7月)

(5)体罰問題への対応に関連する通知等(「Nの4」関連)

- ・体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(平成25年3月13日付24文科初第1269号文部科学省初等中等教育局長、文部科学省スポーツ・青少年局長通知)
- ・体罰根絶に向けた取組の徹底について(平成25年8月9日付25文科初第574号文部科学省初等中等教育局長、文部科学省スポーツ・青少年局長通知)

- (6) 交通安全(自転車関係)への対応に関連する通知等(「IVの5」関連)
 - ・自転車指導警告票の情報を活用した交通安全教育の推進について(平成 27年8月31日付27ス学健第35号文部科学省スポーツ・青少年局学校 健康教育課長通知)
- (7) 不登校生徒への対応に関連する通知等(「IVの6」関連)
 - ・高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について(平成21年3月12日付20文科初第1346号文部科学省初等中等教育局長通知)
 - ・高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の積極的な対応について(平成27年12月28日付事務連絡文部科学省初等中等教育局児童生徒課)

(例)

懲 戒 処 分 書

鳥取県立高等学校課程科第 学年(氏名)

上記の者、鳥取県立高等学校学則第31条(○)により○○とする。

 平成
 年
 月
 日

 鳥取県立
 高等学校長
 印

期間 平成〇〇年〇〇月〇〇日~〇〇月〇〇日(〇〇日間) ※懲戒のうち、停学を行うときは、期間を示すこと。 (別紙様式)

番 号 平成〇年〇月〇日

鳥取県教育委員会教育長 様

学校長氏名

印

生徒の懲戒処分報告書

このことについて、下記のとおり報告します。

- 1 懲戒の種類
- 2 懲戒を行った生徒(課程・学年・氏名・性別)
- 3 懲戒を行った理由
- 4 懲戒を行った内容 (○年○月○日付退学、○年○月○日から○年○月○日まで停学 等)
- 5 懲戒を行った生徒の指導経過

内容

- ・指導した年月日 ・指導に当たった者(担任等)とその内容
- ・保護者への対応の場合は、応対者(父、母等)とその内容
- ・関係機関との連携とその内容等
- 6 学校長所見

おわりに

生徒指導上の諸問題については、前述したとおり、各学校において、一人一人の 生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や正しい判断力を高め ることを目指して、適切な対応をしていただいているところです。

今回改訂した「生徒指導等に関するガイドライン」は、生徒指導が、一人一人の 生徒の健全な成長を促し、生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくた めの自己指導能力の育成を目指し、望ましい学校づくりの一助となることを期待す るものです。

また、社会が複雑化している今日、生徒による問題行動等を多面的に捉え、その背景にある事象を十分に探求し、個々の生徒に応じた指導がなされることが必要です。そうした事象に的確に対応していくためには、教職員個々の生徒理解及び生徒指導における資質の向上とともに、学校全体としての組織的な対応が求められています。

生徒の問題行動等に関して、未然防止に努めるとともに、生徒の成長を促すという教育的観点からの適切な指導が、引き続きすべての学校で行われることを願っています。